

避難指示(警戒レベル4)で必ず全員避難

問合せ／防災・危機管理課(☎232-9152)

災害対策基本法が改正され、令和3年5月20日から、避難勧告を廃止し、「避難指示」に一本化されるなど、災害時に発令する避難情報が変更されました。

市が避難指示(警戒レベル4)を発令した際は、どなたも速やかに避難してください。避難指示を発令する際には、避難を呼びかける放送とともに、サイレンを鳴らします。

- ・豪雨時の屋外避難は危険です。車での移動も控えましょう
- ・河川の水位などの状況によって、浸水想定区域内にある指定避難所(洪水時一時避難場所)から、高台にある避難所へ移動をお願いする場合があります。可能な方は、はじめから高台にある避難所に避難してください
- ・万が一、避難が遅れた場合は、近隣の安全な場所などへの避難や、自宅の2階への移動(垂直避難)をしてください

警戒レベル	避難情報など	避難行動など	防災気象情報(例)
5	緊急安全確保	既に災害が発生しているか、切迫している状況です。指定緊急避難場所などへの立退き避難をすることがかえって危険である場合は、 命を守るために直ちに安全確保 をしましょう。	はんらん 氾濫発生情報 大雨特別警報など
警戒レベル4までに必ず避難			
4	避難指示	災害発生の恐れが高い状況です。危険な場所から 全員避難 (立退き避難または屋内安全確保)しましょう。	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 など
3	高齢者等避難	避難に時間を要する方(高齢者、障害者、乳幼児など)とその支援者(家族、介助者など)は、避難 しましょう。その他の方は、避難の準備や自主的な避難を行いましょう。	氾濫警戒情報 洪水情報
2	洪水注意報 大雨注意報など ※気象庁が発表。	避難に備え、ハザードマップの「マイマップ・マイタイムライン」欄を見直すなどして、 避難行動を確認 しましょう。	※国土交通省、気象庁、 県が発表。
1	早期注意情報 ※気象庁が発表。	災害への心構えを高めましょう。	

感染症の拡大が懸念される間の災害時の避難場所

感染症の拡大が懸念される間、災害時の避難場所は以下のとおりとなっています。

▼親せき・知人宅へ避難を

避難所での密集を避けるため、可能な方は、**親せき・知人宅などで安全な場所があれば、そちらに避難**してください。

▼避難する場所

対象	避難する場所
一般の避難者	小学校
避難行動要支援者など	市民センター
保健所などからの指示で、健康観察期間中の方	中学校(体育館)
体調不良の方	中学校(特別教室など)
感染が確認されている方	個別対応(病院など)

- ※市からの避難情報が発令されてから避難してください。
- ※家族の中に、体調不良の方や健康観察期間中の方がいる世帯は、家族一緒の避難を希望する場合、中学校へ避難してください。
- ※避難行動要支援者とは、自力での避難が困難な方などで、本人の希望により、市の名簿に登録している方のことです。
- ※小・中学校の配置状況などにより、一部の地区で対応が変わる場合があります。詳細は、防災・危機管理課へお問合せください。